

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

平成九年五月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

- ◇ 告 示 青少年に有害な図書類の指定(女性青少年課)
特定計量器の定期検査の実施(商政課)
森林病虫害等の駆除命令(森林保全課)
防除実施基準の策定()
高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定()
樹種転換促進指針の策定()
地区防除指針の策定()
建築基準法に基づく公開による意見の聴取の実施(建築課)

告 示

鳥取県告示第三百三十六号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

指定番号	種 別	図 書 類		発行記号等	表示された 発行所名
		題 名 及 び 号 数	図 書 類		
5716	雑誌その 他の 刊行物	す っ び ん 1997. 1月号	雑誌 05463-01	英知出版	
5717	"	B e j e a n 1997. 1	雑誌 17645-1	英知出版	
5718	"	パ ッ ク テ ク ニ シ ヤ ン	ACNY-23	キヤンディー コーポレーション	
5719	"	超 ニ G r o o v e 1996. 12月号増刊	雑誌コード 07262-12	株式会社 コアマガジン	
5720	"	投 稿 ニ ヤ ン ニ ヤ ン 写 真 1997. 2月号	雑誌 16747-02	株式会社 サン出版	
5721	"	寝 起 き の 情 事	AMH-23	スロン企画	
5722	"	ナ リ ン テ リ ン 伝 説	AMH-21	スロン企画	
5723	"	ミ ル キ ー 通 信 1996. 10	雑誌コード 08407-10	株式会社 大洋書房	
5724	"	オ レ ン ジ 通 信 1997. 2	雑誌コード 02189-02	株式会社 東京三社	

5725	〃	チ ョ ー 快 感 G A L S	ISBN4-8112-0019-5	株式会社浪速書房
5726	〃	カ ヌ ラ 天 国 VOL.92 1997. 2月号	雑誌 13724-2	株式会社日本出版社
5727	〃	素 B e 人 1997. 2	雑誌 07824-2	株式会社日本出版社
5728	〃	絶 頂 バ イ プ ル	S 093	ハーフトイレキヤルカンパニー
5729	〃	ナ ー ス ・ エ ン ジ ョ ル	ISBN-06-2532-BEH-02	Pure=Puro
5730	〃	M A G A Z I N E B a n g 1997. 2月号	雑誌 18385-02	株式会社マジン・マガジン
5731	〃	ラ ラ タ ス VOL.7 1997. 1月号	雑誌 09012-01	株式会社メイトックス
5732	〃	パ ナ ナ 通 信 1997. 2	雑誌 17591-2	株式会社ラソ出版
5733	〃	漫 画 ユ ー ト ピ ア 平成9年5月号	雑誌 08937-5	株式会社笠倉出版社
5734	〃	漫 画 ば ん が い ち 1997. 5月号	雑誌 18295-5	株式会社コヤマガジン
5735	録画テープ	も り も と エ キ ス	S P - 0 2	有 限 公 社 ケンブリッジ

鳥取県告示第三百三十七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定に基づき、特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成九年五月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号に掲げる特定計量器

実施区域	実 施 期 間	実施場所
境港市及び西伯郡	平成九年六月二日から平成十年三月三十一日まで	当該特定計量器の所在の場所

二 一の特定計量器以外の特定計量器

実施区域	実 施 期 日	実 施 時 間	実 施 場 所
境港市	平成九年六月二日	午後一時から午後三時まで	境港市財ノ木町六六八 境港市中浜公民館
〃	平成九年六月三日	午前十時から午後三時まで	境港市湊町一 境港市境公民会館
〃	平成九年六月四日	午後一時から午後三時まで	境港市外江町二〇六一一 境港市外江公民館
〃	平成九年六月五日	午前十時から午前十一時三十分まで	境港市上道町三〇〇〇 境港市保健相談センター
〃	〃	午後一時から午後三時まで	境港市竹内町三九三一二 境港市余子公民館
〃	平成九年六月六日	午前十時から午前十一時三十分まで	境港市上道町三〇〇〇 境港市保健相談センター

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
西伯郡 西伯町	西伯郡 西伯町	西伯郡 西伯町	西伯郡 西伯町	西伯郡 西伯町	西伯郡 西伯町	西伯郡 西伯町	西伯郡 西伯町	西伯郡 西伯町	西伯郡 西伯町	西伯郡 西伯町	西伯郡 西伯町	西伯郡 西伯町	西伯郡 西伯町
平成九年七月二十二日	平成九年七月十日	平成九年七月九日	平成九年七月八日	平成九年七月七日	平成九年七月四日	平成九年七月三日	平成九年七月二日	平成九年七月一日	平成九年七月一日	平成九年七月一日	平成九年六月十七日	〃	〃
午前九時から午後四時まで	〃	〃	午後一時から午後三時まで	午前十一時から午後三時まで	〃	〃	午前十一時から午後三時まで	午後一時から午後三時まで	午後一時から午後三時まで	午後一時から午後三時まで	午前九時から午後四時まで	〃	午後一時から午後三時まで
鳥取市東町一丁目二二〇	鳥取市東町一丁目二二〇	鳥取市東町一丁目二二〇	鳥取市東町一丁目二二〇	鳥取市東町一丁目二二〇	鳥取市東町一丁目二二〇	鳥取市東町一丁目二二〇	鳥取市東町一丁目二二〇	鳥取市東町一丁目二二〇	鳥取市東町一丁目二二〇	鳥取市東町一丁目二二〇	鳥取市東町一丁目二二〇	鳥取市東町一丁目二二〇	鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県告示第三百三十八号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第四号に掲げる命令をするので、同法第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年五月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

- (一) 鳥取市、倉吉市、米子市、岩美郡国府町、岩美町及び福部村、八頭郡郡家町、八束町及び用瀬町、気高郡鹿野町、東伯郡東郷町、三朝町、関金町、北条町、大栄町、東伯町及び赤碕町、西伯郡西伯町、会見町、岸本町、淀江町、大山町、名和町及び中山町並びに日野郡日野町及び溝口町の各一部（別紙のとおりとする。）
- (二) 岩美郡福部村、東伯郡泊村及び大栄町並びに西伯郡日吉津村の各一部（別紙のとおりとする。）

2 期間

平成九年六月一日から同年七月十五日まで

二 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第二条第一項に定める松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、一の1の(一)に掲げる区域にあつては航空機を利用して、一の1の(二)に掲げる区域にあつては地上から、薬剤の散布を行うこと。

四 命令をしようとする理由

一の1の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、三の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、一の1の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがある。

あるため。

五 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
 - 2 三に掲げる措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を、当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に速やかに提出すること。
- 〔別紙〕は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、各管轄地方農林振興局並びに係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第三百三十九号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第七条の三第一項の規定に基づき、森林病虫害等の薬剤による防除の実施に関する基準を次のとおり定め、同条第四項の規定により告示する。

平成九年五月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び各地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第三百四十号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第七条の五第一項の規定に基づき、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を次のとおり指定したので、同条第二項において準用する同法第七条の三第四項の規定により告示する。

平成九年五月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び各地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第三百四十一号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第七条の六第一項の規定に基づき、樹種転換を促進するための指針を次のとおり定め、同条第四項の規定により告示する。

平成九年五月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び各地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第三百四十二号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第七条の九第一項の規定に基づき、松くい虫等の駆除又はそのまん延の防止のため必要な措置に関する指針を次のとおり定め、同条第三項において準用する同法第七条の六第四項の規定により告示する。

平成九年五月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び各地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第三百四十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第十三項の規定に基づき、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、同条第十四項の規定により告示する。

平成九年五月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 意見の聴取の日時及び場所

平成九年五月十三日（火）午後二時から

米子市東町一〇六一四

米子市民体育館会議室

二 事案の内容

建築基準法第四十八条第三項ただし書の規定により次の建築物の建築の許可をしようとするものである。

1 申請者

米子市加茂町一丁目一

米子市長 森田隆朝

2 建築物の位置

米子市東山町九七一

3 建築物の用途

陸上競技場

4 工事種別

増築

5 建築物の構造

鉄筋コンクリート造平屋建

6 建築物の面積

建築面積 四四四・三五平方メートル

延べ面積 六三六・五五平方メートル